

チリ -- FTA交渉過程と業界団体（特集 発展途上国のFTA）

著者	北野 浩一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	147
ページ	26-29
発行年	2007-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00047040

特集／発展途上国のFTA

チリ—FTA交渉過程と業界団体

北野浩一

約八年間の準備期間を経て、二〇〇七年九月三日にチリと日本とのEPA（経済連携協定）が発効した。日智修好一一〇年式典と期を一にして開催された発効式典には、バチエレ大統領も来日し、盛大に執り行われた。この時、大統領と共に約一〇〇名のチリ企業家も来日している。なかでも、チリ企業家の業界団体であるCPC（製造通商連合会）のオバージェ（Alfredo Ovalle）代表は、大統領と行動を共にしている姿が度々チリのメディアで報道された。

対外貿易交渉は通常政府間の交渉となるが、これに業界団体が深く関与しているのが、チリやメキシコ（本特集の「メキシコ」参照）の特徴である。これらの国はラテンアメリカ諸国の中でいち早く対外開放政策をすすめるFTA先進国と呼ばれるが、その交渉スタイルは数多くの二国間経済交渉の積み重ねで確立してきたといえる。本稿では、日智EPA交渉を軸に、EPA交渉における業界団体の関与について、チリの対外政策の交渉戦術との関連で分析を行う。

●日本チリEPA交渉過程

チリは既に四〇カ国以上の国々とFTAを締結するFTA先進国である。一九八〇年代末に先進国の保護主義が強まったことを背景に、それまで重視していた多国間（マルチラテラル）主義に代わって、二国間（バイラテラル）主義へと転換し、ラテンアメリカ諸国を手始めに積極的に二国間貿易協定を締結してきた（参考文献①）。二〇〇〇年台に入ると、EUや米国といった域外の貿易大国とも包括的なFTAを締結し、また韓国、中国といったアジア諸国との協定も矢継ぎ早に取りまとめられた。

日本はこれに対しやや出遅れた感があるが、二国間協定に向けての動きの開始自体は一九九九年と比較的早かった。両国の交渉は、一九九九年一月にチリのバルデス外相が来日した時に、日本貿易振興会（現日本貿易振興機構「JETRO」）に共同研究の実施についての提案がなされたことが発端になっている。その後二〇〇〇年二月チリ外務省のハラ国際経済関係次官（当時）からの申し入れを受けて、五月にジェットロ

内に日智自由貿易協定研究会が発足し、チリ側では国際経済関係総局（DIRECON）が研究会を発足させ、両研究会は並行して会議を重ね報告書をまとめた。この報告書で、二国間の経済関係強化のために包括的なFTAを早期に締結することを提言している。

この後、センシティブ品目として提示された農林水産品に関して日本国内での意見調整は大幅に遅れた。一方で、経団連を中心として日本の産業界からは、早期の日智FTA締結の要望がだされている。これは、チリが既に主要先進国とFTAを締結し、さらには韓国、中国とのFTA協定が現実のものとなるなかで、日本からの輸出品がチリ市場で不利になることを懸念してのものであった。不利対象品目としては、自動車、自動車部品、タイヤ、建築・工業用機械といった工業製品があげられており、現地の日本企業は、二重課税被害とあわせて約三九〇〇万ドルの被害があったと申告している（日智商工会議所二〇〇四年調べ）。これをうけて二〇〇四年一月二二日に小泉首相とラゴス大統領は、両国の産学官



両国首脳による発効署名式（写真提供：チリ大統領府）



日本における輸出振興式典にて。右から3人目がオバージェ CPC 代表。
2007年9月4日（写真提供：チリ大統領府）

による「共同研究会」を立ち上げることで合意した。報告書は二〇〇五年一月にまとめられ、市場アクセスだけでなく、原産地規則・関税手続、貿易救済措置、投資、サービス、政府調達、知的財産、人の移動、競争政策、貿易の技術的障害、紛争の回避及び処理、法律事項、ビジネス環境整備といった包括的なテーマで検討が行われた。これらの議論を踏まえ、両国間のEPAが緊密な経済関係を幅広い分野において一層発展させることに寄与すると結論づけ、二国間EPA交渉の開始を提言している。

二国間交渉は、国際貿易・経済担当大使ほか日本の関係省庁の代表と、チリ側から外務副大臣（国際経済関係担当）をはじめ関係省庁の代表により、東京とサンティアゴにおいて交互に開催されている。二〇〇七年三月二七日署名された日智EPAの協定文書では、日本からチリへの自動車・一般機械、電気電子製品など鉱工業製品の即時関税撤廃が決まり、協定発効とともに、輸出額の九九・八%が無税となる。一方、チリから日本への輸出は、精製銅が一〇年間の段階的関税撤廃となり、農林水産品でもサケ・マスが一〇年、ワイン（ボトル）が二二年の段階的関税撤廃、牛肉・豚肉・鶏肉は関税割当が設定され、無税となるのは九〇・五%にとどまる。

●交渉戦略

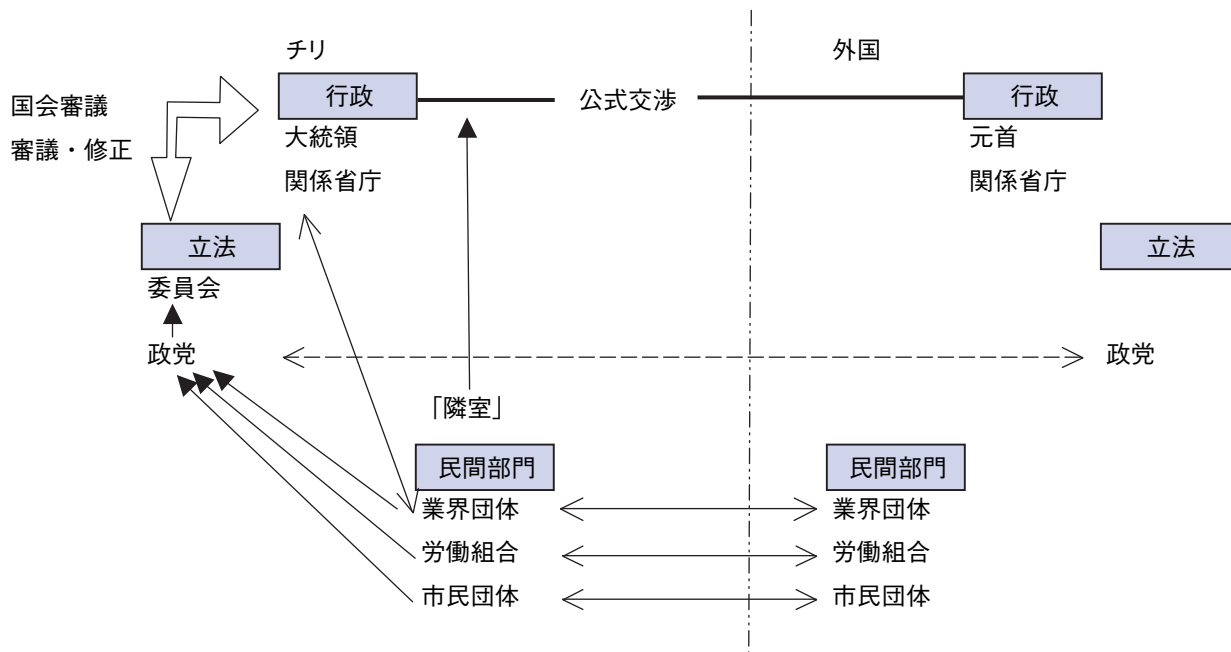
日智EPAの交渉でみられたように、チ

リのFTAは大統領や有力政治家による外交上の合意という形で開始されることが多い。その後、産学官の共同研究会により物品貿易、サービス、投資、センシティブ分野についてFTAの効果分析がなされる。この報告を受けて、外務省の対外貿易交渉担当機関であるDIRECONが主体となり、外国カウンターパートとの交渉を行う。チリの交渉における特徴として、DIRECONや大蔵省、経済省、農業省といった関係省庁の担当者と共に、業界団体の代表が随行して、交渉プロセスの逐次報告を受け、関係分野における交渉材料を提供すると同時に業界の調整をはかる、という体制をとっている点があげられる。

この公式会合の間に、本国においては交渉委員会に関係省庁による交渉の進捗状況の分析がなされ、さらに国際通商交渉関係省庁委員会、全省庁間の調整が図られることになる。同時に、業界団体を中心とした民間団体に対しては、民間部門参加委員会を通じて情報の共有と意見交換がなされる。さらに、国際的な政党関係を通じた調整や、商工会議所を通じた両国の業界団体どうしの会合ももたれ、これに加えて労働組合や環境団体といった民間団体も相手国カウンターパートと接触し、FTA政策過程に影響を与えている（図1）。

協定については、主としてどれだけ相手国から市場アクセスを引き出せるかが鍵となる。チリは銅や伝統的一次産品の輸出に

図1 チリにおけるFTA交渉のアクター



(出所) 筆者作成。

依存した経済発展の構造を転換するために、「第二段階の輸出戦略」を政策目標に掲げており、新たな一次産品および関連加工品の輸出を積極的に促進している。そのため、特に農水産品分野での新たな市場の開拓と市場アクセスの確保が重要になっている。交渉において、「隣室」(Quartos adjacentes)と呼ばれる業界団体が随行するのは、政府の「第二段階の輸出戦略」と業界の意向が一致しているためである。特に、市場アクセスに関心の高い、農業団体のSNAや林産業関連のCORMA、製造業全体の製造業振興協会(SOFFA)、ワイン輸出協会、食肉協会は交渉に積極的に関与している。

交渉戦略では、わずかに残る保護分野が交渉取引として重要になる。すでに関税が一律フラットであり、関税率も6%と低い。ため、これまで国内における自由化反対勢力はほとんどないとされてきた。しかし、外国からの市場アクセスを獲得するため、これまで重視されてこなかった小生産者保護がむしろ強調されている。価格バンド制を敷いている小麦、小麦粉、食用油、砂糖の四品目については、小規模農家保護を根柢とした強力なロビイングが展開されている。また日本との交渉では、ペルーとの国境近くにある北端の地方都市における自動車産業保護制度をもとに、一社しかないにもかかわらず、重要な交渉材料となっている。これらのわずかな保護品目で譲歩を示

すことで、相手国からの市場アクセスを引き出すという交渉戦略がとられている。

●日智交渉における業界団体の関与

日智EPA交渉においても、これまでの二国間経済交渉と同様、業界団体と政府の緊密な関係がみられた。「共同報告書」の作成には、頂上団体のCPCや、漁業、林業、工業といった部門別業界団体、さらにサケ、鶏、ワインといった特定産品の業界団体の代表が参加し実質的に業界内の意見を調整している。さらに、政府交渉団に随行する「隣室」として、CPCやSOFOFA、各業界団体の代表が関わっている。

日智EPA交渉では、当初チリ側は、主要輸出農産物である果実や野菜、ワインについて、日本は輸入国であり季節も逆であるため大きな問題ではなく、またコメについては除外品目とするため、比較的容易に交渉をまとめることができると考えていた。しかし、第三回交渉で、市場アクセスに関して多くの農産品とその加工品が関税引き下げ除外品目となることが明らかになると、チリ国内での農業関係の企業や業界団体の反発は強まった。彼らは地元政治家、およびメディアを通じてEPA反対運動を繰り返している。

経済問題に関する政府と民間の主要な対話は、業界団体を通して行われるが、これは、業界団体の高い政策提言能力を有して

おり、政府がこれに対応する姿勢を示しているためである。業界団体は政策提言能力を高めるために多くの努力を払っている。

最大の業界団体であるSOFOPAは、通商部を創設するにあたって、元DIRECTOR ON職員を雇用し十数名の専門家を抱える大規模な組織を作った。また全国農業協会(SNA)も同様に通商専門部署を設置している。サンチャゴ商工会議所(CCS)はサービス貿易企業委員会を設置し、サービス貿易を行う企業の業界団体となっている(参考文献②)。

業界団体の頂上団体としてCPCがあるが、これまで大きな役割を果たしてこなかった。チリの業界団体は主としてセクター別に活動しており、通商政策のように各セクターで利害の違いが大きい場合には、頂上団体は所属する各業界団体の調整役の域を出ることができないためである。この点が、メキシコのような頂上団体が強く、その傘下の部門別業界団体の意見を集約する国とは、政策過程への関与の仕方が大きく異なっている。

一九九〇年代初めは、政府と民間団体との交流は非公式的であり、海外での通商交渉に民間企業は任意で随行した。一九九五年に民間部門参加委員会(Comité de Participación del Sector Privado)と、この諮問機関が設置され、業界団体、労働組合代表、学者が参加した。この委員会は、経済省大臣が議長となり、政府から各省庁とDIRECTOR

ONが進行中の通商交渉に関して民間に情報を伝え、政府と民間が意見交換する主要な場となった。対外通商交渉における政府と民間の強い関係は、政府の交渉団に民間企業が随行し、交渉の過程をつぶさにモニターすることによって築かれた。彼らは交渉団の滞在するホテル部屋の直ぐ近くに別室をとるほどの緊密さのため「隣室」と呼ばれる。ただし、政府交渉団が協議内容の開示を拒んだり、情報開示に多くの制約がある場合には、強い軋轢が生まれるケースがある。

●おわりに

本稿では、チリの二国間通商政策について、日智EPAを例に、政策の形成とこれに関わる業界団体の役割に焦点を絞って分析した。チリの通商政策における最も大きな特徴は、いくつかの業界団体が交渉過程に深く関与している点があげられる。事前のFTA研究会への参加や、公式交渉への随行による政府との情報交換、国会の委員会を通じた政治家への影響力の行使、またはメディアなどを使った意見表明など、様々な形で政策決定に影響を及ぼしている。対日EPA交渉では、特に農業部門の開放が焦点となっているが、協定の大筋合意前後にかけて農業団体の強い政治的圧力が行使されている。メキシコなどと異なり、頂上団体が業界団体全体の意見調整に積極的でないことが、このような関係業界ごとの

活動を活発にさせていると考えられる。

すでにほとんどの通商相手国とFTAが締結されているが、これまでは、先進国やラテンアメリカの中で工業化の進んだ国など、チリと輸出品目の異なる国との間のFTAが主であった。しかし、今後拡大しようとしているオーストラリアなど南半球の国やアジアの途上国は、農産品にも比較優位を有した国々である。自由化の進んだチリはこれまで比較的攻めの姿勢でFTA交渉に臨んできたが、今後は異なる交渉アプローチの必要に迫られている。

(きたの こういち／アジア経済研究所 地域研究センター)

《参考文献》

- ① 細野昭雄『米州におけるリジヨナリズムとFTA』研究叢書五九、神戸大学経済経営研究所、二〇〇一年。
- ② Silva, Verónica, "Estrategia y agenda comercial chilena en los años noventa," Serie Comercio Internacional 11, Santiago: CEPAL, 2001.